

教員養成課程における介護等体験の「曖昧さ」 —代替措置を経て考えるソーシャルワーク的視点—

中島 健一郎*

The "Ambiguity" of Caregiving-Related Experiences in Teacher Education Programs —A Social Work Perspective Developed Through Alternative Measures—

Kenichiro NAKASHIMA*

【要旨】

1997年に「特例法」として導入された小・中学校教諭免許状取得のための「介護等体験」は、共生社会の担い手としての資質向上を目指してきたが、その制度設計には当初から粗さが指摘されている。本稿では、本制度が感情論的な背景から議員立法で成立した経緯や、大学における単位化の不統一、実習と体験の意識の乖離といった構造的課題を概観する。特に新型コロナウイルス禍での代替措置は、体験の一部欠落や評価主体の転換といった矛盾を露呈させ、制度の「曖昧さ」を浮き彫りにした。これらを踏まえ、現行の特例的な枠組みの限界を指摘し、教育職員免許法本体への統合による正規の「学修」への転換、および不登校やヤングケアラー等の現代的課題に対応するためのソーシャルワーク的視点の導入を提言する。最後に、代替措置を経て免許を取得した教員（代替措置世代）への検証を通じた、理論と実践を架橋する新たな教員養成モデル構築の必要性を論じる。

キーワード：介護等体験特例法、教員養成課程、代替措置、ソーシャルワーク視点、教育福祉実習

1. はじめに

教員養成課程における「介護等体験」は、小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得する際の要件として位置づけられている。同制度は、教員が、障害者や高齢者に対する深い理解と共感性を持ち、共生社会の担い手としての資質を涵養することを目的として、1990年代後半の教育改革の中で導入された。

一方で、制度創設から30年余りを経て、教員ならびに教員養成課程を取りまく状況も大きく変化した。今や特別支援教育は特別支援学校に限られた課題ではなく、特に、2020年初頭からの新型コロナ

ウイルス感染症の世界的拡大は、当時予定されていた体験の中止や延期に繋がり、特例的な代替措置を行うことで、教員免許取得に必要な「体験と見なす」措置が行われた。

そこで本稿では、「介護等体験」が創設された当時から今日に至る社会の変化、特に教員免許取得にかかわる諸問題について概観するとともに、今日における「介護等体験」の立ち位置について、若干の問題提起を試みたい。なお本稿では、特に断りのない限り、小学校教員免許ならびに小学校教員養成課程について述べることとする。

* なかしま けんいちろう 相模女子大学学芸学部子ども教育学科

2. 「介護等体験“特例”法」という特例

「介護等体験」の導入は、既存の教員免許制度を定める教育職員免許法（以下、免許法）を維持しつつ、教員養成において福祉的視点を組み込むための文字通り「特例」として、1997（平成9）年に制定された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下、介護等体験特例法）により、今日まで実施されている。筆者は当時、児童養護施設において直接処遇職員として、また実習受入担当として勤務していたが、1997年6月1日に参議院で可決成立、1998年度の大学・短期大学入学者から適用されるという「迅速な」開始となったことに、受入日程の調整のほか、保育士資格や社会福祉士国家試験受験資格取得のための実習との差異をどのように設定するかなど、現場に相当な混乱が生じたことを覚えている。

（趣旨）

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものとする。

介護等体験特例法第1条（一部略、下線は筆者）

介護等体験が特例法という形を採った背景については、既存の枠組みに収まらない新たな教員養成に必要な要素である（と判断された）と解することもできるが、一方で、教員養成の一部として考えるには、ある種の不整合があったとされる。

介護等体験特例法は、当時、衆議院議員であった田中眞紀子氏が、その父・角栄氏の介護問題を経験する中で、「（介護等体験が）日本人の心にやさしさを起らせることに繋がる」ことや、「人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資する」との考えから、9名の議員による議員立法として提案、成立したとされる（奥本：2003）が、介護（等）の体験に「や

さしさ」の発露を期待することは、感情論や精神論に近い印象を受ける。実際、丁寧な議論を欠いているとの指摘（大多和：2025）もあり、『「介護等体験」を行えば、高齢者やハンディキャップを抱えた人々の「心の痛みを理解」することにつながる』という見解や、『「弱者の立場」や「人の心の痛みのわかる教員としての原体験」を「介護等体験」を通して学生が得ることに意義がある』との見解から、体験内容について十分な議論を尽くされることなく導入されたとの見方がある。

さらに、介護等体験の日数や、対象となる体験先の学校・施設種別の選定についても疑問符がつく。

項目	内容等
根拠法	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）
対象者	小学校および中学校免許取得者
目的	障害者、高齢者についての理解促進
体験先	特別支援学校 社会福祉施設 (老人福祉施設、障害者福祉施設等)
内容	介護・介助、清掃、洗濯、職員補助などの幅広い業務
日数	特別支援学校 2日間 社会福祉施設 5日間 を基本に、計7日間を下回らない

表 1. 介護等体験特例法で定める内容

単位数からの計算や教職課程の諸科目との関連、学生負担等を考慮した結果としてではなく、介護等体験対象施設（以下、体験先）の受入能力から逆算する形で、体験日数を「計7日間を下回らない範囲で」としたほか、体験において「高齢者あるいは障害者の方々と触れ合う」ことを目的としたことが示されている。

特に体験先については、介護等体験特例法第1条および第2条に記された「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」の文言から、同種を専門とする社会福祉施設と解することができる。仮に、介護等体験という名称そのもの、あるいは前述の対象者に“等”が付されていることを踏まえ、広義に解釈したとして、「高齢者あるいは障害者を主たる対象とした介護場面を）体験させる」ことが目的であると考えるべきだが、小学校及び中学

校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（介護等体験特例法施行規則）により定められた体験先には、その意図と合致しないものも含まれている。例えば、母子生活支援施設は介護等体験の開始当初から体験先に含まれているが、母子生活支援施設は児童福祉法第38条に基づく児童福祉施設であり、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を目的としている。障害を持つ女性や児童が入所している可能性はあるものの、体験先として果たして適切と言えるだろうか。これは、同施行規則の最新改正（令和7年10月1日）で体験先として加えられた、女性自立支援施設についても同様である。

3. 曖昧な存在としての介護等体験

1) 単位可否か

そもそも教員免許状取得のための必須要件とするのであれば、教育職員免許法の改正をもって盛り込むべきである。ところが、介護等体験「特例」法による措置であるため、大学等において授業科目として明確に位置づけられ、単位化されているケースは寡聞にして少ない。

筆者は自身の所属学科において、小学校教員免許取得希望学生を対象とした、介護等体験事前事後指導科目（2019年度まで「福祉と教育」、2020年度から「介護等体験事前事後指導」、ともに1単位）を担当し、事前事後指導ならびに体験中の訪問指導等を行った。しかし同一大学であるにもかかわらず、他学部他学科において中学校教員免許の取得を希望する学生について、介護等体験は単位化されていない。そのため、同一の体験先に派遣した学生の中に、単位化された指導を受けた学生と単位化されていない指導にとどまる学生が混在するケースが生じた。一方は体験内容をもとに単位（成績）がつき、GPAにも影響するが、他方は（些か乱暴に言えば）介護等体験を終える“だけ”でよい。介護等体験特例法に、体験の事前指導に関する実施基準が定められていないために生じる問題だが、一の大学等において取り扱いに差が生じたとして、制度上問題とはされない。

2) 介護等体験と教育実習

教育実習について、主免許状取得のための実習は

一般的に3～4週間で行われる。しかし介護等体験は、特別支援学校2日間と、社会福祉施設5日間であり、教育実習に比べれば学生の負担は軽いと思われる。介護等体験には、教育実習との順序に関する規程がないため、課程修了（卒業）までに体験を終えていれば免許状取得が可能となるが、日数を基準に負担感を考えてみても、まずは介護等体験を終え、その後に教育実習を行うことが妥当であろう。

ただ、この「介護等体験は、実習か体験か」の議論（入江：2008）は、いまだ明確な答えが出ていない。体験先が実習として構えるのに対し、送り出す大学、送り出される学生の意識が体験であるとするならば、現場との意識の違いが生じることは想像に難くない。例えば、社会福祉の現場では、児童養護施設や乳児院、保育所などで、「うちの施設の“子ども”」や「園の“子ども”」と称することはあるが、障害者福祉・高齢者福祉の現場では、「入所者・通所者」や「（サービスの）利用者」という表現を用いる。ところが、介護等体験を終えた学生であっても、高齢者施設の利用者のことを「おじいちゃんおばあちゃんたち」や「お年寄り」と表現する（前田、鎌野：2023）ケースが見られる。少なくとも社会福祉関連の実習においては、事前指導の段階で徹底されるものであるが、福祉現場で当然となっている人権感覚・意識の涵養に、必ずしも繋がっていない可能性や、教職課程の学生として当然持つべきであろうモラルや高度なコミュニケーション能力について、施設側から厳しい指摘があることも想像に難くない。

また、教育実習は課程認定を経て専門性のある教員によって事前事後指導等が行われているのに対し、介護等体験には指導を行う教員の資格要件もなく、指導体制についての規程も存在しない。ゆえに、ガイダンス等の手続き的な作業のみで介護等体験に臨む学生もいると考えられ、現場の負担感やに

3) 小中学校限定の意図

対象となる免許状種別が小学校ならびに中学校（義務教育免許）に限定されている理由についても、学術的根拠に乏しい。こちらも体験先同様、受入可能人数から逆算して設定されたとの指摘があるが、仮にそうだとすると、制度開始から30年余り経過し、体験先種別も格段に増えた状況に鑑みれば、幼稚園教諭や高等学校教諭にも対象を拡大すべきであろう。

なぜなら、「人の心の痛みのわかる教員としての

原体験」を有することは、免許状種別によらず、すべての教員に求められる資質と考えられるためである。実際、「すべての教員免許取得希望者に位置づけるか、いずれもやめるか、統一すべき」(長沼：2005)との見解もあり、ここまで触れてきた「介護等体験の出自」を考えるならば、廃止も含めた議論をする時期にきていると思われる。また、ヤングケアラーの問題を考えると、子どもの年齢が上がるにつれ、一般的に親(保護者)の年齢も上がる。結果、祖父母の介護負担が児童生徒の家庭に発生することは想像に難くない。であれば、そのような介護事情を経験し理解していることは、むしろ高等学校に勤務する教員にこそ求められるのかもしれない。

いずれにしても、介護等体験の対象を小中学校免許取得者に限定している意図は、今ひとつ明確でない。

4. 新型コロナウイルス感染症禍の影響と制度危機

1) 代替措置

2020(令和2)年以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に蔓延し、そのまん延防止のための措置が講じられた結果、特別支援学校ならびに社会福祉施設等における学生の受け入れは極めて困難となった。当時、教職員や福祉施設職員にも感染者が多数出ており、平時に比べマンパワー不足となる中、特に呼吸器系の疾患や障害を抱えた児童がいる特別支援学校や、感染症リスクが高い高齢者・障害者等がいる福祉施設では、なおのこと外部からの学生を受け入れる余地はなく、児童生徒ならびに福祉施設利用者の生命を優先するため、介護等体験は事実上、実施不可能となった。

そこで文部科学省は、令和2年8月11日に介護等体験特例法施行規則の一部を改正し、令和2年度に介護等体験を行う機会を失った学生(介護等体験代替措置対象者)に対し、免許状取得の機会を保障する措置(代替措置)を講じた。

代替措置は、コロナ禍の継続により令和6年度まで更新・継続され、令和6年10月23日の文部科学省総合教育政策局教育人材政策課による事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について(周知)」において、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないことが周知され、終了した。

このうち、文部科学省は主に大学等在学生向けの代替措置として1～4を挙げているが、以下、大学

内で完結する代替措置1～3について整理したい。

代替措置1については、特別支援教員養成課程を有する大学等において、既存科目の履修という形で実施することができ、特別支援学校での介護等体験に準ずる専門知識の獲得に繋がったと考えられる。また代替措置2については、既存の保健医療福祉関連の資格課程を有する大学等において、代替措置1と同様に実施でき、こちらは社会福祉施設における介護等体験に準ずる専門知識・技術の獲得に繋がったと考えられる。そして代替措置3については、社会福祉士養成課程を有する大学等において実習・演習科目の履修という形で実施することができ、代替措置2と同様に機能したと考えられる。

- 1) 大学等(小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関)において、令和6年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した場合
- 2) 令和6年度までに、医療関係職種等の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した場合
- 3) 令和6年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習・演習科目の単位を1単位以上修得した場合
- 4) 在学する大学等において、令和6年度までに(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許状認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた場合
- 5) 令和6年度までに、(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許状認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた場合
- 6) 免許状認定通信教育において、令和6年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した場合
- 7) 令和3年度から令和4年度までの間に、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた場合

表2. 介護等体験代替措置(一部略)

これらの代替措置は、当該大学が有する既存の科目等を活用した（資格課程認定等がなされている）ため、代替措置が一定の水準を満たすことを担保できた。介護等体験の理念を維持しつつ、物理的な体験が不可能な状況下で生み出された、苦肉の策であった。

2) 浮き彫りになった「曖昧さ」

この代替措置は、奇しくも介護等体験が「曖昧な存在」であることを浮き彫りにした。

代替措置1は特別支援教育の、代替措置2および3は保健医療福祉領域の見識を深めるものである。ところが、平時の介護等体験は、特別支援学校2日間と社会福祉施設5日間をともに終える必要がある。すなわち代替措置1～3を行った学生は、求められる体験の一部だけにとどまったことになる。本来であれば、特別支援教育に関する代替措置と、社会福祉領域に関する代替措置が提供され、双方を終えた学生を「介護等体験を終えたものとして取り扱う」とすべきではなかったか。

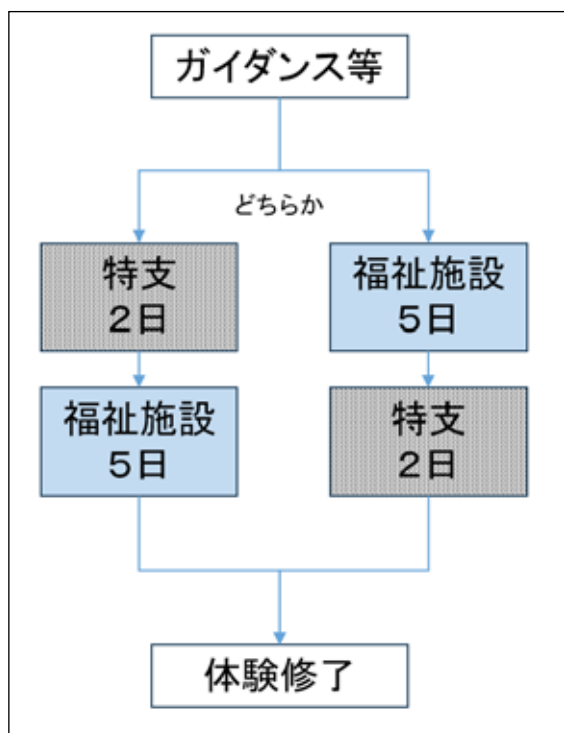


図1. 通常の介護等体験

無論、コロナ禍の状況を思い出せば、体験先のみならず大学等においても、オンライン授業への移行など、大きな負担が生じていたわけで、一部の体験でやむなしという判断も理解できる。しかし、オンライン授業であれば、同時履修者の縛りもなく、ま

たオンデマンド型であれば、一度教材を作成してしまえば履修者が個々に履修できるため、大学等（教員）の負担も大きくなかったと思われる。結果論ではあるが、学修内容を軽減しても、特別支援教育と社会福祉施設、双方に関する学修機会を保障すべきだったのではなかったか。

さらに、代替措置は結果的に、「介護等体験の単位化」を生み出した。代替措置1によって介護等体験を行ったと見なされるのは、「特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した場合」であり、履修した場合ではない。これは代替措置2および3についても同様である。

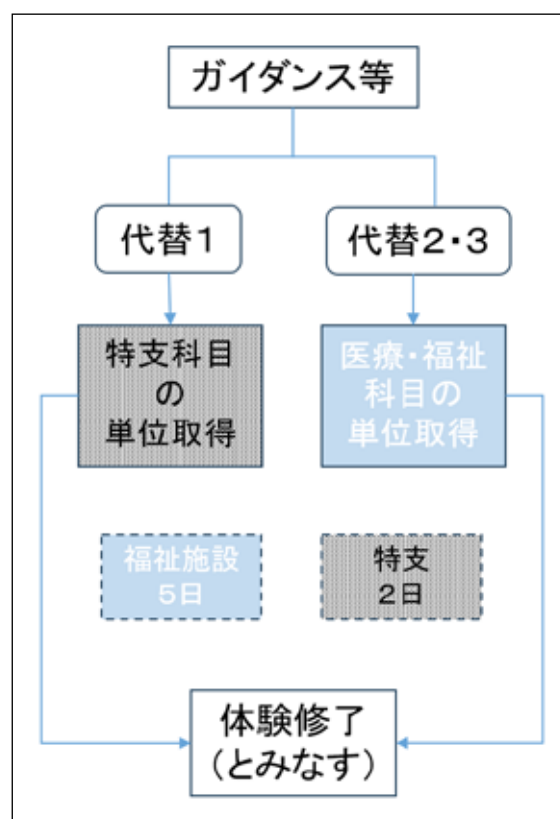


図2. 代替措置（体験の一部欠落）

平時の介護等体験は、体験先による介護等体験証明書の発行を必要とするのみであり、成績評価を要としない。そのため、利用者等に対する深刻な加害行為や無断欠席のない限り、体験先の判断による打ち切りは考えにくい。さらに言えば、「体験を行った」ことを認めるのは体験先であるため、仮に体験内容や態度等に課題のある学生だったとして、介護等体験証明書が体験先から発行された場合、介護等体験が単位化されていない大学にあっては、介護等体験証明書の効力を大学等が打ち消す手段がない。

これは、大学側と体験先とで、責任の所在の曖昧さにも繋がっていた（現在においても同様）点である。

ところが代替措置では、大学等が代替措置科目として指定した科目の中から1単位を取得することが条件である。結果、当該科目は結果的にではあるが、「介護等体験を行ったと認めるに足る」ことの評価を行う役割も同時に担う形となった。

加えて、介護等体験を単位化している場合、「介護等体験そのものの単位」と「代替措置の単位」が、ともに必要となる複雑な状況を生み出した。介護等体験を単位化している場合、学生は当該科目を履修し、単位を取得する必要がある。ところが、この場合の「介護等体験の単位」とは、事前事後指導と7日間の体験を総合したものである。一方、代替措置下において代替措置科目が担うのは、【体験】の代替である。そのため、介護等体験の単位を取得するためには、代替措置科目の単位を取得し、介護等体験の単位の中に占める事前事後指導部分（代替措置下においては介護等体験に関する座学等に置き換えが考えられる）も取得しなければならない。しかも、介護等体験の単位取得を教育実習の要件としている場合、代替措置科目の単位取得に失敗すると、教育実習も自動的に遅れることとなり、“玉突き事故”が発生した可能性もある。

さらに、代替措置で指定された科目群には、本来履修予定の学生がいる。そこに代替措置組の学生が加わるため、教室の収容定員や資格課程における最大人数の縛りから、追加の開講を余儀なくされたケースもあると思われる。一例を挙げると、社会福祉士養成課程における実習演習科目（ソーシャルワーク演習等）では、いわゆる1クラス20人定員の運用がなされており、実習演習担当教員としての資格要件を満たす教員により担当されている。そのため、同養成課程の学生が20人の場合、そこに代替措置でソーシャルワーク演習の受講を希望する学生がいた場合、当該学生用に別開講しなければ、社会福祉士養成課程としての要件に抵触する可能性が生じる。そして、別開講した場合、従来の科目（仮にA組）と代替措置としての科目（仮にB組）は、履修上は同一科目であるため、成績評価基準も揃える必要がある。すなわち、社会福祉士として高度な専門実習に臨むための授業を受け、一定以上の成績を収める（単位を取得する）ことが、「高齢者あるいは障害者を主たる対象とした介護場面を体験すること」と同義に扱われることになる。かといって、

B組受講者について評価基準を甘く設定すれば、A組受講者から見れば不公平である。またB組受講者が将来的に社会福祉士取得を目指した際、代替措置で取得した科目は履修済として取り扱われるため、将来的な社会福祉士養成にも禍根を残す可能性さえあり、コロナ禍のやむを得ない措置であったとはいえ、多くの問題を孕んだまま期間を終えたと言ってもよい。

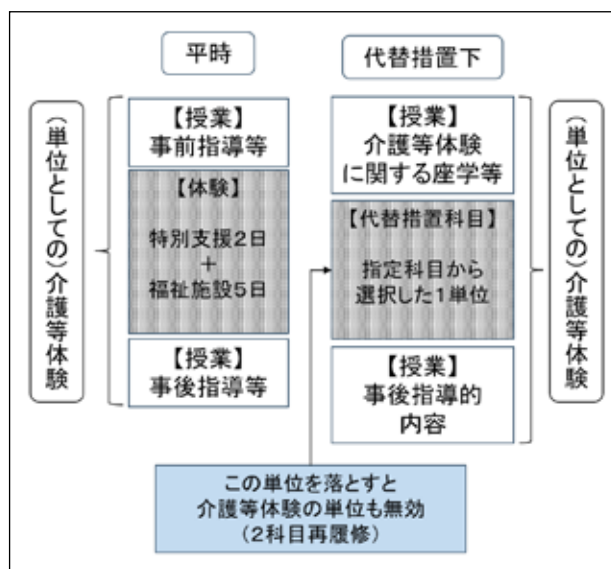


図3. 代替措置が「代替」するもの

3) 「代替措置世代」の検証

このように代替措置が様々な問題を内包しつつ役割を終えた今、教員養成において「体験による深い洞察の獲得」という理念を、一時的に「座学による知識や理論の学修」に置き換える政策が、教員資格所持者を緊急で確保するという実務的要請に鑑みても、果たして妥当であったか、検証の必要があるだろう。

「本来は禁止されており罰則の対象となる行為について、それを所持する者について罰則を免ずる（許す）」という“免許”の性質を考えても、教員免許所持者には、満たすべき共通の基準がなければならない。介護等体験特例法は、その基準の1つに、介護等体験という経験的実習の機会を定めたものであり、コロナ禍の急迫した状況が、その理念的な価値を、一時的に上回ったことを示している。

ところが、代替措置を経て免許を取得した教員（代替措置世代）の福祉的視点や共感性の涵養が、実際に体験を行った教員と同等であったかの検証は、おそらく行われていない。特例措置では「授業

科目の単位修得」を代替条件としており、制度の根本的な位置付けにズレが生じた点からしても、介護等体験の依拠するものがいかに曖昧かを示していると言えるだろう。でなければ、やむを得ず代替措置を受けて教員となった教員（代替措置世代）について、不当に低い評価がなされる可能性を孕んでしまう。

5. おわりに

介護等体験は、介護等体験特例法の制定以降、約30年にわたり小学校および中学校の教員に、障害者や高齢者に対する共感性と福祉的視点の獲得を目的に実施されてきた。しかし、創設当初から見られた制度設計の粗さに加え、これまでの制度改正や社会状況の変化、特に新型コロナウイルス感染症禍における代替措置を経て、「屋上屋を架す」かのような状況ではないだろうか。少なくとも、現行の介護等体験を手直して継続することは限界にきている。最後に、これからの教員養成における福祉的視点とはどうあるべきかを3点に整理して、まとめとしたい。

1) 制度の再定義（特例法から正規法への可能性）

現在の介護等体験特例法は、例えるなら、教員免許取得の正規の枠組みに後付けされたオプションであり、この形式がさまざまな矛盾を生み出した。これは、制度の限界が近いことを示しており、時限的・例外的な枠組みを廃止し、教育職員免許法本体の中に、包括的な「共生社会理解」のための科目を組み込むべきであろう。コロナ禍の代替措置は、奇しくも単位化の実績を作ったことから、「体験」を脱して、福祉の理念や構造の基礎を学ぶ「学修」への転換が理想である。

2) 教育におけるソーシャルワーク理解

小中学校において不登校やヤングケアラー等の問題が増加していることを考えれば、現代の教員に必要なのは、福祉の一領域である「介護」を体験することではなく、目の前の児童が置かれた「環境（福祉的背景）」を理解する視点である。このことから、むしろ対象を児童福祉施設に限定し、「教育福祉実習」の場として位置づける、あるいは「福祉と教育」、等の科目として、困難を抱える子ども（や世帯）についての学修を設定すべきではないだろうか。

3) 代替措置世代の検証

代替措置で免許を取得した教員が現場に出ている今、彼らが「体験の欠落」をどのように感じている

か、あるいは「座学による知識」が現場でどう活かしているか、その追跡調査を行うことは、今後の制度設計や政策判断において不可欠と考える。その上で、「体験」の神話を脱し、理論と実践を架橋する新たな教員養成モデルの構築が急務と考える。

文部科学省「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の結果概要」によると、小学校教員の競争率（採用倍率）は2.0倍で、過去最低となっている（前年度は2.2倍）。教員の業務過多が報じられて久しいが、先般、中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループが「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）案」を公表した。同案によれば、小学校教員養成課程において一種免許状取得のために必要な単位が、現行の59単位から35単位となり、一見すると相当な負担軽減がなされているように見える。しかし、教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目の中に、「教育における多様性の包摂」が新たに加わり、ソーシャルインクルージョン（インクルーシブ教育）視点の必要性が増したことを示しているほか、教育実習についても、従来は「教育実習（学校体験活動を含む）」とされていたものが、「教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）」（下線は筆者）と、障害児者福祉に関する理解を必須とする内容となっている。

このように、教員に求められる専門知識技術は、時代とともに深化し、また拡大している。にもかかわらず、根本的な人員配置や待遇面の改善は遅れており、社会の要請により次々と学修内容を増やしてきた感が否めない。同案では、「介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討」とされているが、教員養成に真に求められる学修内容とその機会について、改めて検討する必要があると考える。

【参考文献】

- ◆「M-GTAを用いた大学生による介護等体験の経験プロセスの質的分析」前田賢輔、鎌野育代、『学校教育実践研究』6、p.69-75、2023.
- ◆「「介護等体験特例法」の成立過程 ―教員養成における「介護等体験」の導入をめぐる―」大多和雅絵、『神奈川大学心理・教育研究論集』57、p.133-141、2025.
- ◆「介護等体験の意義と課題―「神奈川大学方式」

- で取り組んでみてー」入江直子、『神奈川大学心理・教育研究論集』27、p.93-101、2008.
- ◆「介護等体験の改革の必要性和その方策」長沼豊、『日本福祉教育・ボランティア学習学会紀要』10、p.262-273、2005.
 - ◆「「介護等の体験」の事前・事後指導のあり方の検討ー社会福祉施設における体験を中心にー」市橋真奈美、『関西福祉大学研究紀要』25、p.39-42、2022.
 - ◆「学外活動を伴う授業を考えるー教育実習と介護等体験を中心としてー」関口昌秀、『神奈川大学心理・教育研究論集』47、p.75-95、2020.
 - ◆「教職課程における「介護等体験」に関する一考察」奥本繁、『國學院國學院短期大学「國學院短期大学紀要」』20、A189-A221、2003.
 - ◆「2024（令和6）年度介護等体験における全対面実施ー総合学習と特別支援教育をめぐる教員養成の課題ー」高橋陽一、杉山貴洋、川本雅子、田中千賀子、有福一昭、佐々木敏幸、『造形と教育』19、p1-32、2025.
 - ◆「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日（（令和6年3月21日最終改正）））」文部科学大臣決定、2024.
https://www.mext.go.jp/content/20240402-mxt_kyoikujinzai01-000008775_3.pdf
(最終閲覧：2026年1月10日)
 - ◆「平成9年介護等体験特例法の概要（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）」、文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1314079.htm
(最終閲覧：2026年1月10日)
 - ◆「令和2年度から令和6年度までの間に限り特例的に行う介護等体験代替措置等について」、文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00836.html
(最終閲覧：2026年1月10日)
 - ◆「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）案（令和7年12月18日）」中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ、p.7、2025.
https://www.mext.go.jp/content/20251218-kyoikushokuin-000045915_1_1.pdf